



りそな銀行アジアニュース

2019年4月1日
りそな銀行 国際事業部

「マレーシア中銀の為替管理規制緩和について」

2019年3月27日、マレーシア中央銀行バンク・ネガラ（BNM）は、為替管理（FEA:Foreign Exchange Administration）に関する規制をさらに緩和すると発表した。国内企業や居住者が為替変動リスクを回避できるようにすることを目的としている。具体的な規制緩和は以下の通り。

◇ 外貨建て債務の為替ヘッジの規制緩和について

居住者は、外貨建て債務を最長 12 ヶ月まで為替ヘッジすることが認められるようになった。これにより、事業における資金計画を効率的に立てられるようになる。居住者はバンク・ネガラから認可を得れば、12 ヶ月超のヘッジも認められるようになる。この規制緩和は、即日実施された。

<補足事項>

- 居住者は、6 ヶ月から 12 ヶ月までの期間であれば認可を得ることなく、為替ヘッジを行うことができる。ただし、12 ヶ月超の場合は、バンク・ネガラの認可が必要となる。
- 規制緩和の対象となるのは、居住者企業の外貨建ての負債、物品やサービスの輸入、利益の分配、配当、支払利息、借入金返済が含まれる。
- ローン供与／借款供与は、外貨建て負債には含まれない。外国投資に関して、居住者は投資の送金スケジュール通りに為替ヘッジをすることが認められている。

◇ 中小企業（SME）に対する為替規制の緩和

中小企業（SME）の為替ヘッジの手段が限られていることから、輸入債務を持つ SME に対する為替規制が緩和される。物品やサービスを提供する SME は、居住者の輸出業者へ物品やサービスを提供した場合、外貨建ての代金支払いを受けることが認められるようになる。銀行の準備期間を考慮し、2019年5月2日から施行する。

<補足事項>

- 緩和の対象となるのは、SME Corporation Malaysia（マレーシア中小企業公社）により定義された中小企業（※）であり、国外企業から物品やサービスを輸入する企業。

※ SME Corporation Malaysia によって定義される SME とは、以下の通り。

業種	小企業 (Small Enterprise)	中企業 (Medium Enterprise)
製造業	年商 30 万リンギット以上 1,500 万リンギット未満 または 従業員数 5 名以上 75 人未満	年商 1,500 万リンギット以上 5,000 万リンギット以下 または 従業員数 75 名以上 200 名以下
サービス業他	年商 30 万リンギット以上 300 万リンギット未満 または 従業員数 5 名以上 30 名未満	年商 300 万リンギット以上 2,000 万リンギット以下 または 従業員数 30 名以上 75 名以下

- 対象となるのは、SME 企業が、外貨を受け取る輸出企業に国内の物品取引やサービスを提供し、取引代金を外貨建てで受け取る場合。
- SME 企業は、国内取引で輸出企業から外貨建て代金を受け取るために、取引銀行に外貨建て口座を開設することが必要。

【出所:Bank Negara Malaysia, SME Corporation Malaysia】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 *禁無断転載